

改正バーゼル法対策

廃プラリサイクル機械 特集

環境省HP参考URL：

[114830.pdf](#)
[\(env.go.jp\)](#)

リサイクルに適したきれいなプラスチックごみとは・・・

次の条件をすべて満たしていることを外見から確認出来るプラスチックを指す

複数のプラスチック樹脂の
混合がない場合

PP、PE、PETの混合がある場合

- 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- プラスチック以外の異物が混入していないこと
- 単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- リサイクル材料として加工・調整されていること

- 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物 を含まないこと
- 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- 裁断され、フレーク状になっていること

規制対象外となるプラスチックの具体例

2021年1月1日以降にこれらを輸出する際は、**事前に輸入国の同意**が必要

①ペレット状のプラスチック



③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状、又はベール状*のプラスチック



②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色*のプラスチック



④インゴット状の発泡ポリスチレン (PS)



資料：環境省HPより

プラスチックの規制対象外の判断例

<ペットボトル由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外



規制対象



<使用済み家電由来のプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外

規制対象



<製品の製造工程以外で発生するプラスチックの規制対象外の判断例>

規制対象外

規制対象



資料：環境省HPより

2021年改正バーゼル法対策
廃プラリサイクル機械参考中古機械
選別して、洗浄して・・・

- ペレット製造装置（ペレタイザー）
- PS発泡減容機（インゴット成型機）
- 選別機（光学選別機、篩機、風力選別機）
- 洗浄機（洗浄破碎機、洗浄脱水機、水槽）